

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上しています。ただし、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは実際に取引されている事例を参考に価格を算出しました。物品は取得価額が 50 万円以上の場合に計上しています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

定額法により算定しています。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

イ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。なお、算定の基礎となる退職手当組合負担金累積額及び給付金累積額については丹羽広域事務組合全体(一般会計及び企業会計)に占める一般会計給料額にて按分しています。

(4) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっています。

2 追加情報

(1) 対象範囲 (対象とする会計名)

一般会計

(2) 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 5 月 31 日) における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(4) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分 (不足分) の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分 (不足分) とは、消費可能な資源の蓄積 (原則として金銭) をいい、流動資産 (短期貸付金及び基金を除く) から負債を控除した額を計上しています。

(5) 基礎的財政収支

・業務活動収支（支払利息支出を除く。）	4,164千円
・投資活動収支	△65,142千円
・基礎的財政収支	△60,978千円

(6) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

・業務活動収支	4,160千円
・投資活動収入の国県等補助金収入	0円
・未収債権、未払債務等の増加（減少）	0円
・減価償却費	52,116千円
・賞与等引当金繰入額	42,898千円
・退職手当引当金繰入額	0円
・徴収不能引当金繰入額	0円
・資産除売却益（損）	3円
純資産変動計算書の本年度差額	△41,911千円

(7) 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。